

第1回 浜北北部中学校運営協議会

令和7年5月30日(金)

浜北北部中学校 尽力ホール

13時30分～15時30分

全体司会：教頭

- 1 開催要件の確認
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介 <委員>

委員	山本 忠雄	
委員	河合 貴幸	
委員	馬塚 孝雅	学校支援 CD
委員	鈴木 貴子	
委員	小西 雅子	

<学校>

校長	中野 有哉	
教頭	松島 歩	
主幹教諭	永田 大介	
生徒指導主事	柳瀬 翔太	
CS 担当教職員	石島 正巳	
CS 担当教職員	市川 智也	
CS ディレクター	岡本 奈緒	学校支援 CD

- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 会長の選出
- 7 副会長の指名
- 8 議長の選出
- 9 前回会議録確認
- 10 熟議

(1) 学校運営の基本方針について

(2) いじめ防止等のための基本的な方針について

(3) 今年度の目標の決定、活動方針について

(4) 夢育やらまいかCS加算分に対する意見書について

11 連絡

・学校運営協議会年間開催計画

第2回 令和7年 9月12日(金) 13:30～ 尽力ホール

第3回 令和7年 12月10日(水) 13:00～ 尽力ホール

第4回 令和8年 2月 6日(金) 13:30～ 尽力ホール

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第4回 学校運営協議会 会議録（要点記録）

1. 開催日時 令和7年2月7日(金) 13時30分から15時15分まで
2. 開催場所 浜松市立浜北北部中学校 尽力ホール
3. 出席委員 山本忠雄 池谷真也 和田安彦 矢野陵子 鈴木貴子 加藤悦子 小西雅子
4. 欠席委員 室内恵理香（学校支援CD）
5. オブザーバー 細川恭由（中瀬協働センター）
6. 学校支援CD（委員外） 岡本奈緒（兼CSディレクター）
7. 学 校 中野有哉（校長） 松島歩（教頭） 石島正巳（CS担当教諭）
服部将剛（主幹教諭）
8. 傍 聴 者 なし
9. 会議録作成者 CSディレクター 岡本奈緒
10. 議長の選出

司会より議長を会長にお願いしたい旨を伝え、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

11. 協議事項

- (1) 学校関係者評価について
- (2) 来年度の学校運営の基本方針について
- (3) 令和6年度学校運営協議会の自己評価について

12. 会議記録

司会より、委員総数8名のうち7名の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価について

主幹教諭より別途資料に基づき概要説明があり、委員からは以下の発言があった。

池谷委員：地域でこちらから挨拶をするとほとんどの子が返してくれるが、毎年先生方の評価が低いのが気になる。授業の取り組みについては、教員の評価が厳しくなるのは当然だろう。ASK活動は分かりやすくして良い。子ども達の評価も高いので浸透しているのだろう。交通ルールについては、以前は朝晩先生方が指導に立ったが、これについては今は難しい問題だろう。

和田委員：自分も含めて大人の保護者が今の学校教育の流れに対し、理解が追い付いていないと感じる。学校は昔と比べて大きく異なり、自分が受けた教育が今も行われていると思われるが。学校教育が変化していることを、保護者に対し、具体的にアピールし浸透させればもう少し意見が変わってくるだろう。勉強中心、部活中心とそれぞれの子がいるので意見がばらばらになることは理解できるが、方針や手段が変わってきていることは示すべき。先生と子どもの評価のギャップについては、先生は厳しく指導したいが子ども達はこの程度でよい、という表われなのか。基準が示されればこの差も縮まるだろう。

矢野委員：生徒と先生との認識のズレ、特に挨拶。中学生は気持ちよく挨拶することが一番難しい年代。仕事から高校に出入りするが、高校生になると一皮剥けて大人の挨拶ができていく。成長して大人になると、これまで教えられてきたことが今ならやれる、できるようになるのではないかと。先生たちの評価は厳しいがきっと大人の姿を見せたことが5年後の彼らを変えている。自分自身も子育てを通して、文科省の方針や社会が大きく変化していると感じる。保護者が思う学校や先生とはこういうものだ、と昔の金八先生が素敵な先生だとみんなが作り始めてしまうと今

の先生は苦しくなる。もちろん現代の子に金八先生は合わない。社会が求めるものも本当はもう少し形を変えなければならないが、追いつかず難しい。大人がもう少し学び知ろうとするセンサーをつけないと世の中が変わってきていることに気付かず、いつまでも自分の子供の頃の先生はこうだったという話をされては、なかなかすぐわなくなってしまうと感じる。

加藤委員：挨拶と交通ルールについて、子ども達はできていると思っても学校はできていない、それはどういうことができているのか、具体的な基準を示すとよいのではないか。例えば交通ルールでは、自転車は左側、一時停止や左右の確認はしているか、といった具体的な説明をすると気付くだろう。CS 委員になり、意識して子ども達に挨拶をしているが「ただいま」と返してくれる子もいて、その場にあった挨拶ができていると思う。ASK 活動は今後さらに定着してくるだろう。また、野外活動について、小学校と同じではなく範囲を広げて違う場所へ行くのはどうか。富士にある盲導犬の訓練施設に行った際、体験とキャンプに多くの中学生が来ているという話を聞いた。こういった体験・経験をさせてあげるのも良いのではないか。

鈴木委員：部活動の苦情が多く見られる。方針の食い違いだろう。学校側の方針を明らかにすることで苦情が減るのではないか。CS あいさつ運動を2回実施したが、今後も協力し子ども達の笑顔が増え自分たちも心が温かくなれたらと思う。交通ルールについて自転車や歩道マナーが悪いと聞いたが、下校時間をあまり見ないため何がどう悪いのか分からない。わが子も学校に行く時はヘルメットを被るが、遊びに行く時は被らず困っている。周りの子がしていないと格好悪いからだろう。下校時間の指導もCSでお手伝いできたらと思う。

小西委員：生徒がアンケートにしっかり向き合っているのか疑問。例えば授業で先生の話の話を聞いているのかについて、先生の話の話を聞いていれば学力はついてくるはず。評価自体、本当のところを答えているのか疑問。本当のところ分からないと解決策も出てこない。生徒の評価に対して何が起因でこうなっているのかを見てもらいたい。自分たちの行動に対して問題意識が言えると自分の行動に対する評価ラインも分かる。もう少し生徒に正直に回答してもらえそうな指針があるといい。挨拶なら1回すればできた、ではなく常にすれ違う大人に対してできているか、などの回答の仕方を助言してもよいだろう。保護者もアンケートに正直に答えていないのではと感じる。生徒がアンケート結果を見た時にギャップにショックを受けるのではないかと心配だ。

山本会長：○意見は抽象的な表現に対し、●は具体的でかつ意見多数という印象。保護者の意見が記名式となると、それだけ思いの丈を述べているということ、学校側もしっかり対応策にに応じていただきたい。13～15歳が毎日学校へ行く意義や意味、自分が果たすべき役割をどう頑張るべきか、自ずと考えればその答えはその人なりに出てくるのではないか。そのためにアンケートがある。教室で先生方とこのアンケート結果をもとに中学生としての役割等を考える拠り所になればアンケートを取った意味も生きてくるのではないだろうか。

矢野委員：アンケート結果について、子どもたちが振り返ることはあるのか。

校長：現時点では、評価として留めている。他校では生徒会に返す取り組みを始めている学校もある。今後視野に入れていきたい。

校長：挨拶についての評価のギャップは、一つは教員自身の自己評価でもある。もう少しこうして欲しい、させたいがさせ切れなかったという反省を含めてのことだと思う。挨拶は「おはよう」「さようなら」だけではない。コミュニケーションベースの挨拶もある。自分自身に厳しくしているところもあるだろう。

池谷委員：保護者意見は記名式ということだが、保護者に対しての返し方はどのようにしているのか。

校長：直後に三者面談がある。意見に対してしっかり答えを用意し、担任から説明して伝えている。

交通安全については、ほぼ毎月苦情が入る。その都度全体指導を入れ、内容によっては個別指導もする。そのイメージが先生方にあるのではないか。多くの子は守っていると思う。

矢野委員：その苦情は固定された人なのか。

校長：大抵は名乗らない。心配して言ってくださっていると思い、丁寧に対応している。

山本会長：1年間の集大成を示していただき、委員としても勉強になった。次年度に繋げていただきたい。

(2) 来年度の学校運営の基本方針について

校長より別紙資料に基づき学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

鈴木委員：ほくほくタイムや北中スタディ、ヒーリングタイムと楽しみなことがたくさんあるが、どの時間を削ってこの時間を捻出しているのか。

校長：ヒーリングタイムは、朝の始業前8:15までを静かに過ごす習慣づけを目的とするもの。その他については、6時間目後に週2回の清掃時間がある。その枠を使って2日間は北中スタディ、1日をほくほくタイムとする。これにより毎日終わりの時間が揃い、生活を安定させる仕組み。

矢野委員：3本柱のうちの1つ「健全な心身及び恵まれた環境に育つ生徒」というのは、学校だけでなく彼らが生活の基盤になる家庭も含めての恵まれた環境ということなのか。

校長：我々は家庭環境まで入り込むことはできない。学校という枠の中で人間関係を含みより良い学習環境を作っていきたいというもの。それが我々の目指す生徒像。

池谷委員：いよいよ2期制の導入ということだが、これは案の段階なのか。また、他校では定期テストが無い学校もあると聞くが、その点についてはどう捉えているか。

校長：案ではあるがほぼこの流れで進めている。定期テストについては、検討材料だがまずは本校に馴染むかどうか。授業の評価が定期テストに出るという一連の流れを大事にしたい。業者テストとなると問題の使い回しという課題やリスクもある。段階的にやっていこうと思っている。

山本会長：校長先生の説明の中で、より精度の高い評価を目指したいという言葉が印象的。学習面だけでなく、生活面についても精度高く評価していただけることを期待したい。

小西委員：子供が面接練習の際に、学校の特色として「ASK活動」を取り上げていた。子供たちの中でも合言葉のように出てきて、置き去りにはされていないと感じる。これからも尽力と並行して継続していつてもらいたい。

出席委員全員が賛同し、来年度の学校運営基本方針は承認された。

(3) 学校運営協議会の自己評価について

岡本より、項目ごとに取りまとめた資料について説明し、委員からは以下の発言があった。

和田委員：全体評価を見ると、今年度生徒会本部役員と交流し、子ども達の声や委員からの質問に対し直接回答を聞いたことは、この協議会がさらに次に繋がると感じる。授業参観では見るだけで回答はないがこういった回答があるものに委員が直接携わったことは良い機会であったと思う。

山本会長：1期3年を終えることになるが、何ができたのか、何かを残せたわけではないが、子供たちへの関心は大きく高まったことは確かである。

校長より、第1期でご退任される委員へ感謝をお伝えし、会を閉じた。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(浜北北部中) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- (1) 学校支援活動について地域・保護者などへ呼び掛けを行い、少しでも学校と地域の繋がりに関わるができるように、委員として、主体的・積極的に努めたい。
- (2) 学校関係者評価において、必要とされる項目について前向きに取り組み、充実した協議会になるよう熟議したい。
- (3) 可能な限り行事など学校へ足を運ぶ回数を増やすことができるとよい。
- (4) 子供たちの支援活動、連携を引き続き課題とする。
- (5) 子供たちの支援活動のため、学校・地域の連携に努める。協議会に出席してもらえ先生方との意見交換も大切にしていける。委員としてできることを探していける。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・基本方針について、授業参観や学校側からの説明を聞き、個人よりも仲間を意識する活動が多いという印象。熱い思いや実践力を伺い、本会が担っていくことについて考えることができた。
- ・「ASK」活動は、生徒にも理解しやすく、常に頭において行動することができるためとても良い取り組みだと思う。継続を期待したい。
- ・いじめ防止の基本方針について、生徒指導主事から概要説明と具体例をあげた解説もあり現状把握ができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・学校支援活動について、実績報告を聞き少しずつではあるが確実に支援が広がっていると感じる。地域の方にもっと入っていただけると良いと思うが、人材確保は難しいのだろう。また、授業にボランティアが入った際、個々にどのような支援をしたのか、評価という観点から考えると、担任との話し合いをもつのは大変だと思う。
- ・「CSあいさつ運動」を2回実施した。初めての開催だったが、授業参観だけでなく朝の時間帯の子ども達の様子を確認することができ、大変よかった。
- ・生徒会本部役員との意見交換では、支援の必要性や方向性など生徒会の皆さんの思いを聞かせていただき、有意義だった。
- ・学校という場で先生方が何を思い、どんな方法を用いて教育活動をすすめているのか、授業を参観したり、体験的に学んだりして知ることができた。その上で、直接的な支援活動は何なのか地道に知恵を出し合うことができた。

<評価項目 3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・職員室前にCS紹介コーナーが設置され、子供たちへのアピールにもなりありがたい。さらにCSを身近な存在にしていきたい。
- ・民児協定例会の折に、学校行事等の生徒の様子や「ASK」活動について紹介し、地域でも協力してほしい旨を伝えた。
- ・HP、学校だより、CSだより等で発信できているが、地域への情報発信という観点からは自治会の回覧物としてお願いした方が、一般家庭には効果があるのではないか。
- ・CSだより等の発信により地域への周知ができていると思うが、SNSを含めて継続的な発信をすることによって、学校関係者や地域の人たちにもっと知ってもらうことが重要ではないか。

<評価項目 4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・あいさつ運動、学校評価、学校環境の向上など、取り組みやすく続けていける活動について、一歩踏み込んだ活動ができるよう熟議する。
- ・中学生と地域が一緒になってできる活動について熟議する。

(様式1)

令和7年6月2日

浜松市立浜北北部中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 河合 茂伸 様

浜松市立浜北北部中学校運営協議会
会 長 山本 忠雄

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和7年5月30日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 学校教育目標の「高い志を持ち、夢や未来の実現に全力を尽くす生徒の育成」のもと、目指す生徒像の「健全な心身・恵まれた環境作り」を具現化するためにこれまで同様に、生き方教育を推進すべきである。

⇒様々な職業の方々を招いての未来授業や職業講話を実施する。

⇒地域の企業や店舗の協力を募り、職場体験学習を充実させる。

- ② 浜北北部中学校は部活動が盛んであり、今後も持続していくために結果を称揚するとともに、地域クラブの活性化を図るべきである。

⇒部活動の成果を地域に発信する中で称揚していく。

⇒地域人材を発掘し、部活動や地域クラブに生かせるようにする。